

I 評価の目的

高等専門学校からの求めに応じて機構が実施する高等専門学校機関別認証評価は、以下のことを目的としています。

- ① 高等専門学校機関別認証評価において、機構が定める高等専門学校評価基準（以下「高等専門学校評価基準」という。）に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。
- ② 高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行うことにより、高等専門学校の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。
- ③ 評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、高等専門学校の教育研究活動等の改善・向上に役立てること。
- ④ 高等専門学校の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、高等専門学校が教育機関として果たしている公共的役割について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

II 評価の基本的な方針

評価の目的を踏まえ、我が国の高等専門学校における教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、個性的で多様な発展に資するよう、以下のような基本的な方針に基づいて評価を実施します。

(1) 高等専門学校評価基準に基づく評価

この評価は、高等専門学校評価基準に基づき、各高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。

(2) 教育活動を中心とした評価

この評価は、教育活動を中心とした教育研究活動等の総合的な状況について実施します。

(3) 個性の伸長に資する評価

評価の実施に当たっては、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各高等専門学校の目的を踏まえた評価を行います。このため、基準の設定においては、各高等専門学校の目的を踏まえた評価が行えるように配慮しています。

(4) 自己評価に基づく評価

この評価は、高等専門学校が行う自己評価の結果（根拠として提出された資料・データ等を含む。）を分析した上で実施します。このため、機構では、高等専門学校の自己評価担当者に対し、高等専門学校機関別認証評価の仕組み、評価方法や自己評価書の作成方法等について十分な説明を行うとともに、研修の機会を設けます。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

高等専門学校の研究活動等を適切・公正に評価するため、高等専門学校の教員等、高等専門学校の研究活動に関し高い識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

(6) 透明性の高い開かれた評価

評価に当たっては、透明性を確保するため、意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表します。また、評価担当者や評価を受けた高等専門学校等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

(7) 質保証の国際的動向を踏まえた評価

この評価では、高等教育の質保証の国際的動向を踏まえ、高等専門学校における教育の内部質保証システム、学習成果、及び教育情報の公表を重視した評価を行います。

Ⅲ 高等専門学校評価基準の内容

(1) 高等専門学校評価基準は、教育活動を中心とした研究活動等の総合的な状況を評価するために、複数の基準で構成しています。

(2) 基準は、学校教育法、高等専門学校設置基準の関係法令への適合性を含めて、高等専門学校が満たすべき要件を規定しています。

(3) 研究活動等の状況を分析するために、基準ごとに「評価の視点」を設け、その下にそれに関連した「観点」を設けています。

(4) 研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証システム）を「重点評価項目」として位置付けて評価します。

(5) 高等専門学校評価基準とは別に、高等専門学校の多様な活動状況を評価するため、選択的評価事項として「研究活動の状況」及び「地域貢献活動等の状況」を設けて、これらの事項の評価を希望する高等専門学校に対して評価を実施します。（「XI 選択的評価事項」参照）